

- (3) 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
該当なし
- (4) 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%
該当なし
- (5) 農産物輸出の取組（直近年の輸出実績がある場合の輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上）
該当なし
- (6) 労働生産性の10%以上の向上
該当なし
- (7) 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
該当なし

都道府県平均達成率	0%	総合所見	県平均達成率が目標未達成となった。 夏季の高温の影響により病害の発生や生産量の減少、また資材費の高騰により面積が伸び悩んでいる。未達成の産地については、早期の目標達成に向け、高温対策や作付け拡大に向けた指導・助言を行うとともに、本事業で設置した栽培施設が生産量が安定かつ増加するよう関係機関と連携して、生産者を支援する。
-----------	----	------	---

- (注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。
- (注2) (2)及び(6)の「地域(県又は国を含む)の価格(販売単価)」欄については、事後評価時に使用するものとし、地方卸売市場取引価格などを基に事業実施前年度と、目標年度の価格(販売単価)を記載すること。なお、分みつづの計画の場合は、販売価格に国内産轉交付金を加えること。
- (注3) (2)及び(6)の「補正係数」欄については、事後評価時に使用し、「地域(県又は国を含む)の事業実施前年度の価格(販売単価)÷地域(県又は国を含む)の目標年度の価格(販売単価)」により算出した値を記載し、「価格補正後の実績」欄には、「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量」又は「実績欄の価格(販売単価)×補正係数×実績欄の数量－生産コスト」で算出した額をもって現状及び目標と対比可能な数値を記載すること。また、「達成率」欄については、「価格補正後の実績」欄に記載の数値をもって算出すること。なお、「補正係数」は小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁とすること。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正は行わないものとする。
- (注4) (5)の「成果目標」欄については、別記2の第4の5の(1)の⑤に基づき設定した成果目標の内容を記載すること。
- (注5) 「都道府県の評価」欄については、実績時及び事後評価時に使用するものとし、①産地の現状、課題・問題点、②本事業の取組や産地独自の取組による効果や成果目標の達成状況、③実績等が現状を上回る又は下回る場合の具体的な要因、④達成状況が低調な場合における具体的な指導内容等を記載すること。
- (注6) 取組のない場合であっても、(1)～(7)は削除しないこと。
- (注7) 中山間地域所得確保計画又は中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画である場合、特別枠(スマート農業推進枠)を利用する当該計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- (注8) スマート農業推進枠を利用する計画の場合は、備考欄にその旨を記載すること。また、スマート農業推進枠を活用して技術を円滑に導入・定着させるための取組を農業機械等の導入に併せて実施する場合は「スマート農業推進枠」に取組内容を記入すること。
- (注9) 目標の実現可能性欄には目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方、目標値の実現可能性を記入すること。
- (注10) 施設園芸エネルギー転換枠を利用する計画の場合は、別添(施設園芸エネルギー転換枠計画書(実施状況報告書業評価報告書))を添付すること。
- (注11) 持続的畑作確立枠を利用する計画の場合は、別添(持続的畑作確立枠計画書(実施状況報告書業評価報告書))を添付すること。
- (注12) 土地利用型作物種子枠を利用する計画の場合は、別添(土地利用型作物種子枠計画書(実施状況報告書業評価報告書))を添付すること。
- (注13) 総合所見欄は、評価報告の際に各取組ごとの都道府県の評価を記載すること。

成果目標の達成率が80%未満の地域協議会

都道府県名	市町村名	地域協議会名	整理番号	作物等区分 (対象作物名)	成果目標	現状値	目標値 (R6)	事業実施後 (目標年度)	目標達成状況	(参考) 都道府県による改善指導の判断理由
								実績値		
香川県	丸亀市、善通寺市、まんのう町、多度津町、琴平町	丸亀市地域農業再生協議会、善通寺市域農業再生協議会、まんのう町域農業再生協議会、多度津町域農業再生協議会、琴平町域農業再生協議会	1	野菜(アスパラガス)	販売額の10%以上の増加 (目標: 10.0%増加)	836千円/10a (R2)	920千円/10a	707千円/10a	-153.6%	梅雨明け以降の猛暑、年明けの収穫開始が遅くなったことにより、収量(反収)が減少しことで目標未達成となった。 今後は、引き続き夏季でも品質が安定する県育成品種の「さぬきのめざめ2021」の推進することで収量(反収)が増加するよう支援する。また、資材費の高騰については、令和6年度以降県単独事業において、補助率の増加や補助上限の引き上げを行っており、新規就農や規模拡大しやすい環境づくりに努めている。今後は関係機関と連携し、栽培管理をするなど目標達成に向けて支援を行っていく。
香川県	観音寺市、三豊市	観音寺市地域農業再生協議会、三豊市地域農業再生協議会	2	野菜(いちご)	販売額の10%以上の増加 (目標: 25.0%増加)	872,971千円 (R3)	1,090,920千円	808,206千円	-29.8%	猛暑による頂花房分化の遅れにり年内収量が減少、また炭疽病の発生により、出荷量が少なくなり、目標達成に至らなかった。 今後は、花芽分化の遅れについては、県の農業試験場でも試験されている窒素中断などの花芽分化促進技術や暑熱対策については生産者へ情報提供する。炭疽病については関係機関と協力して、県の病害虫防除所の薬剤感受性検定結果を生産者に共有するとともに栽培指導を行うことで、被害を最小限に抑えることで目標達成に向けて支援していく。

(注) 1. 本表は、要領第16の4により、都道府県が改善措置の指導が必要とした地域協議会のうち、成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会(要領第17の2関係)について記入する。

2. 実績欄は、地域(県又は国を含む)の販売単価による価格補正を行っている場合は価格補正後の実績を記入する。